

よくある質問と回答(物価高対応子育て応援手当)

公務員(職場受給者)の方

No.	質問	回答
1	家族が申請書を提出しても良いですか	申請者ご本人様の提出が難しい場合は、配偶者等ご家族の方が代理で提出いただいても問題ありません。 なお、来庁での提出が難しい場合は、郵送での申請も受け付けております。
2	区民事務所でも申請できますか	申請書の受付場所は荒川区役所本庁舎2階の16番窓口のみとなります。 それ以外の場所では受付できませんので、御注意ください。
3	申請書裏面の4、「受取方法」について、「ア」を選択できるようになっていますが、選択しても良いですか	受付方法については、必ず「イ」を選択し、口座情報の御記入と記入した口座情報がわかるもののコピーを添付してください。

荒川区より児童手当を受給している方

4	児童手当と同じ口座に振り込み希望の場合、口座の申請は必要ですか	児童手当と同じ口座を希望される場合は、 申請不要です 。 児童手当の口座が解約等により使用できない場合のみ、HPのお知らせに記載の「Logoフォーム：口座登録・変更届[物価高対応子育て応援手当用]」から申請してください。
5	令和7年10月1日以降に第2子が生まれましたが、申請が必要でしょうか	令和7年10月1日から令和8年3月31日までに、新たにお子さんが生まれた場合、まずは区へ児童手当のお手続きをお願いします。 児童手当の申請がお済の方は、別途の申請は不要です 。
6	区外に引っ越ししたのですが、引っ越し先の自治体で申請が必要ですか	物価高対応子育て応援手当は、令和7年9月分(令和7年9月に生まれたお子さんについては令和7年10月分)の児童手当を受け取った自治体から支給されますので、原則 申請は不要です 。 ただし、令和7年10月1日以降に荒川区外へ引っ越しをした後に、お子さんが生まれた場合は、引っ越し先の自治体からの支給となり、申請が必要となる場合がありますので、引っ越し先の自治体に御確認ください。